

個人型確定拠出年金（個人型DC（iDeCo））の事業主証明の流れ

福利課年金係作成

- 1 事業主証明書の様式は希望する取扱機関でもらってください。
※福利課では、配布・説明・斡旋等はいりません。希望する金融機関等へ直接お問い合わせください。
- 2 同意書を福利課（公立学校共済組合京都支部）のホームページから印刷し、記入してください。
- 3 必要書類を揃え、事業主（給与支払者）※宛て送付してください。
給料支払者としての事業主が事業主証明を行い、所属を通じて加入希望者に交付します。

※事業主（給与支払者）

京都市立学校：京都市教育委員会

京都市立学校以外の学校：京都府教育庁福利課年金係

各市町教育委員会の職員：各市町が指定する課室

府教委職員：知事局職員総務課

〈京都府教育庁福利課年金係へ証明依頼する場合〉

	必要書類	一般組合員	短期組合員	共済組合員以外の府費負担職員で厚生年金加入者	備考
1	第2号加入者に係る事業主の証明書	共済組合員用	厚生年金加入者用 フローチャート付	厚生年金加入者用 フローチャート付	掛金の納付方法は、「個人払込」を選択すること。
2	基礎年金番号等の取得及び利用の取り扱いに関する同意書（事業主宛て同意書）	事業主（給与支払者）宛て	事業主（給与支払者）宛て	事業主（給与支払者）宛て	事業主が基礎年金番号を取り扱ったり、共済組合に問い合わせる際に使用します。
3	基礎年金番号が確認できる書類	基礎年金番号通知書、ねんきん定期便、給付算定基礎額残高通知等の写し			「書類の名称」、「氏名」、「基礎年金番号」が記載されていること。
4	3がない場合は、基礎年金番号等の提供に関する同意書	共済組合宛て ※3の書類がある場合は、提出不要	共済組合宛て ※3の書類がある場合は、提出不要	共済組合宛て ※3の書類がある場合は、提出不要	共済組合が基礎年金番号を調べるのに使用します。
5	任用の根拠書類			辞令の写し等	